

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	町技能労務職				民間同業種（神奈川県）			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
全 体	6 人	54.3 歳	283,900 円	313,400 円	—	—	—	—
用務員	1 人	57.1 歳	*	*	用務員	54.3 歳	228,900 円	
自動車運転手	4 人	52.8 歳	289,850 円	318,377 円	自動車運転手	55.7 歳	267,500 円	1.19
給食調理員	1 人	55.1 歳	*	*	調理士	38.4 歳	274,900 円	

(注)

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、総務省において公表されているデータを使用しています。
(賃金構造基本統計調査：平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 個人が特定されるものについては公表しません。(2人以下の項目)

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全 体									1 人	3 人	2 人	
用務員											1 人	
自動車運転手									1 人	2 人	1 人	
給食調理員										1 人		

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

現業職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ。ただし4級制）を適用

イ 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給します。

手当名称	支給要件	支給単位
感染症衛生業務手当	感染症のまん延防止作業に従事する者	1,000円/日
変死人取扱手当	行路死亡人及びこれに準ずる者の検死立会並びに死体収容に従事する者	1,000円/件

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

ただし、平成21年度までは給与抑制措置により行政職と同様に1号給抑制をしています。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成3年度以降、新規の採用は行っておりません。また、今後の取扱いとしては、平成18年3月に策定した第4次行政改革大綱に基づき、原則退職者不補充とします。また、現有の職員に対しても行政職への任命替えを行う等の対応も検討してまいります。

給与面に関しては、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しておりますが、民間の給与水準との均衡に留意し適正な給与の運用に取り組んでまいります。

3 具体的な取組内容

技能労務職の給料表の適用は現行どおりとしていきますが、引き続き民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら国・県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与の運用に取り組みます。また、退職にかかる分については臨時職員での対応や、民間への委託等により運営していくこととします。

学校給食調理業務については現在も不足分については臨時職員を雇用していることから、職員の退職後は補充はせず、臨時職員のみで行うか、または、民間委託で行うかを検討してまいります。

併せて他の業務も臨時職員または民間委託で行うかを引き続き検討を行っていきます。